



様式第10号(第17条関係)

前橋市許可第282号

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 桐生市相生町三丁目547番地の1

名称 株式会社両毛資源開発  
代表取締役 須田 昇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山本 龍



ダウンロード版

許可の年月日	令和3年5月27日
許可の期間	令和3年5月27日 ~ 令和5年5月26日
一般廃棄物取扱種別	ごみ(特別管理一般廃棄物を除く。)に限る。
車庫の所在地	桐生市相生町三丁目547番地の1
連絡場所	桐生市相生町三丁目547番地の1
許可の条件	<p>関係法令及び前橋市条例・規則を遵守すること。 業の区分については、収集運搬(積替え及び保管を除く。)に限る。 前橋市域にて収集したごみについては、六供清掃工場又は荻窪清掃工場へ搬入すること。又は、市長が認めた施設へ搬入すること。ごみの区分等については、各施設管理者の指示に従うこと。 市長が認める場合を除き、前橋市域外のごみを市域内の処理施設に搬入しないこと。</p>